

平成30年度 総 会 議 案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

【日 時】平成30年6月27日(水) 14時00分～

【場 所】札幌市教育文化会館 研修室301

札幌市民憲章推進会議

会 議 次 第

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 議長あいさつ

札幌市民憲章推進会議 松平 英明 議長

4 議 事

- (1) 報告第1号 平成29年度 事業報告
- (2) 議案第1号 平成29年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (3) 議案第2号 平成29年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (4) 報告第2号 平成29年度 監査報告
- (5) 議案第3号 平成30年度 事業計画（案）
- (6) 議案第4号 平成30年度 一般会計歳入歳出予算（案）
- (7) 議案第5号 平成30年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算（案）

5 閉 会

〈参考資料〉

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議会則

平成 29 年度事業報告（一般会計・特別会計）

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

なお、平成 29 年度は一般会計による事業のみを実施した。

1 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章第 2 章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、市内の街区公園等に設置している市民憲章花壇（市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所）への、地域住民の参加により行われる花苗の植込み作業を支援している。

平成 29 年度も例年と同様、植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。（事業費 138,556 円）

花壇	所在地等	支援内容
20 周年 記念花壇	北 27 条公園通り (北区北 26 条西 6 丁目)	植込みを実施する地域団体に対し て交付金を支給 (20,000 円×5 団体)
	元町公園 (東区北 22 条東 19 丁目)	
	やなぎ公園 (白石区平和通 5 丁目北)	
	真栄みつば公園 (清田区真栄 5 条 4 丁目)	
	発寒河畔公園 (西区琴似 4 条 3 丁目)	
五輪花壇	東 7 丁目緑地 (中央区北 1 条東 7 丁目)	花苗・土・肥料を現物提供 (38,556 円)



2 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。

平成29年度は、平成29年11月2日（木）、札幌市役所本庁舎において表彰式を開催し、下表の8団体・6個人を表彰した。（事業費132,740円）

	被表彰者（五十音順）	推薦者
団体	あおばちょうじちれんごうかい たいいくぶ 青葉町自治連合会 体育部	青葉町自治連合会
	がーるすかうとほっかいどうだいじゅうななだん ガールスカウト北海道 第17団	ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会
	きたらぼらんていあ Kitara ボランティア	公益財団法人札幌市芸術文化財団
	さっぽろしりつまこまないちゅうがっこう 札幌市立真駒内中学校	真駒内地区連合会
	はちけんおんど ほぞんかい 八軒音頭保存会	八軒連合町内会 八軒中央連合町内会
	ほっかいどうさっぽろこうぎょうこうとうがっこうせいとかい 北海道札幌工業高等学校生徒会	幌北連合町内会
	もいわれるひかい 藻岩レルヒ会	南区
もとまちかいせいくらぶ 元町開成クラブ	元町まちづくり連合会	
個人	かなまる たろう 金丸 太朗	札幌市商店街振興組合連合会
	さとう なみ 佐藤 ナミ	拓北・あいの里連合町内会
	だて たかひで 伊達 崇秀	石山地区町内会連合会
	まきの やすみつ 牧野 泰充	札幌市商店街振興組合連合会
	まるやま けんいち 丸山 憲一	真駒内地区連合会
	ながや さとる 長屋 暁	公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会



3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、北1条通沿い（西1丁目～西14丁目）において年2回実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加した。（事業費0円）

実施日	参加団体数	参加者数
平成29年6月15日（木）	83団体	約1,450人
平成29年9月14日（木）	63団体	約1,400人



4 市民憲章普及啓発事業の実施

市民憲章の普及啓発を図るための事業として、広報さっぽろの子ども向けページ「ぼろっこタウン」の紙面にて、市民憲章の成り立ちの紹介などを掲載した（平成30年3月号）。また、札幌市内の子どもが市民憲章を学ぶきっかけとして、小学校3～6年生を対象として配布しているまちづくり副教材「子どもまちづくり手引書」に市民憲章全文を掲載したページを新設するなど、子どもを中心とした普及啓発を実施した（平成30年3月札幌市市民自治推進課作成）。（事業費0円）



5 「ミニさっぽろ 2017」の共催

「ミニさっぽろ」は、子どもたちが職業体験や消費体験を通して、社会の仕組みを学んでいくとともに、自分たちの暮らす街を自分たちで責任を持ってつくっていく市民自治の意識を育てるイベントであり、当会議は、札幌市、札幌商工会議所、さっぽろ青少年女性活動協会などとともに、ミニさっぽろ実行委員として会に参画し、ミニさっぽろの開催を支援するとともに、子どもへの市民憲章の普及啓発を行っている。

平成29年度に開催した「ミニさっぽろ 2017」では、負担金を支出して開催を支援したほか、ミニさっぽろまちづくりセンター内に市民憲章を掲示するとともに、保護者向けにパンフレットを配布し、市民憲章の普及を図った。(負担金 100,000 円)

「ミニさっぽろ 2017」概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 主催 | ミニさっぽろ 2017 実行委員会 |
| (2) 開催日時 | 平成29年9月30日(土)・10月1日(日) 各日9時～17時 |
| (3) 会場 | アクセスサッポロ(白石区流通センター4丁目3-55) |
| (4) 対象者 | 札幌市内に住む小学校3～4年生 2日間合計3,945人 |



6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の心を育てる活動を行っている法人であり、実践者を表彰する「小さな親切実行章」、作文コンクール、ごみ拾い運動などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、市民憲章の理念の推進に資するこの法人の活動を支援している。(賛助会費 10,000 円)

- (2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。(事業費 3,175 円)

平成29年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 会 費	500,000	451,600	△ 48,400	・賛助会費 (個人229口、団体337口)
2 交 付 金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰 越 金	219,870	219,870	0	・平成28年度からの繰越金
4 雑 入	130	0	△ 130	・(預金利息)
合 計	787,000	738,470	△ 48,530	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事 業 費	597,000	420,401	△ 176,599	
1 会 議 費	50,000	35,930	△ 14,070	総会・常任委員会等
2 推進活動費	547,000	384,471	△ 162,529	推進活動費 271,296
				花壇植込 138,556
				普及啓発費 0
				実践優良者表彰関係費 132,740
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 113,175
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 3,175
				ミニさっぽろ2017負担金 100,000
2 事務局費	140,000	66,134	△ 73,866	・事務費 庁舎使用料、振込手数料等
3 予 備 費	50,000		△ 50,000	
4 繰 越 金	0	251,935	251,935	・平成30年度への繰越金
合 計	787,000	738,470	△ 48,530	

平成29年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業収入	0	450	450	・記念誌販売
2 繰越金	1,749,930	1,749,930	0	・平成28年度からの繰越金
3 雑入	70	14	△ 56	・預金利息
合計	1,750,000	1,750,394	394	

【歳出の部】

(単位:円)


科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	200,000	0	△ 200,000	・市民憲章板補修
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,550,000	1,750,394	200,394	・平成30年度への繰越金
合計	1,750,000	1,750,394	394	

平成29年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の平成29年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。


平成30年5月30日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

今井啓二 

平成30年5月30日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

鈴木宏宣 

平成 30 年度事業計画(案) (一般会計・特別会計)

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。[平成 30 年 11 月実施予定]

2 「ミニさっぽろ 2018」の共催

平成 29 年度と同様に開催される予定の「ミニさっぽろ 2018」において、会場内に市民憲章周知のパネルを掲示し、子どもたちに市民憲章の啓発のための用品を配布するとともに、保護者向けにもパンフレットを配布し、市民憲章の普及を図る。[平成 30 年 9 月 29 日(土)・30 日(日)開催予定]

3 「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北 1 条通沿い(西 1 丁目～西 14 丁目)において年 2 回実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北 1 条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。[平成 30 年 6 月 14 日(木)・9 月 13 日(木)実施予定]

4 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章花壇(市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所)に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展等の方法により、市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。[実施時期未定]

6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状と盾を提供する。

7 屋外市民憲章板の補修（周年記念行事等特別会計事業による事業）

市内 6 か所の市民憲章制定 20 周年記念花壇等に設置されている市民憲章板について、必要に応じて補修作業等を実施する。[必要に応じて随時実施]

平成30年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科目	平成29年度 予算額(A)	平成30年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	500,000	500,000	0	・賛助会費
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	219,870	251,935	32,065	・平成29年度からの繰越金
4 雑入	130	65	△ 65	・預金利息等
合計	787,000	819,000	32,000	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	平成29年度 予算額(A)	平成30年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	597,000	597,000	0	
1 会議費	50,000	50,000	0	総会・常任委員会等
2 推進活動費	547,000	547,000	0	推進活動費 430,000
				花壇植込 140,000
				普及啓発費 140,000
				実践優良者表彰関係費 150,000
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 117,000
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 7,000
				ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事務局費	140,000	140,000	0	・事務費 庁舎使用料、振込手数料等
3 予備費	50,000	82,000	32,000	
合計	787,000	819,000	32,000	

平成30年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	平成29年度 予算額(A)	平成30年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業収入	0		0	
2 繰越金	1,749,930	1,750,394	464	・平成29年度からの繰越金
3 雑入	70	106	36	・預金利息等
合 計	1,750,000	1,750,500	500	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	平成29年度 予算額(A)	平成30年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業費	200,000	200,000	0	・市民憲章板補修
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,550,000	1,550,500	500	・平成31年度への繰越金
合 計	1,750,000	1,750,500	500	

市民憲章推進会議役員名簿

(敬称略)

役職名	団体名	職名	氏名
議長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会 頭	岩田 圭剛
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会 長	林 恵子
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	渡辺 卓
〃	札幌市議会	議 長	山田 一仁
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会 長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市PTA協議会	会 長	土田 修
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	木村 博史
〃	札幌交通安全連合会	会 長	木村 輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	木工 明
〃	札幌市学校教護協会	理事長	小原 善孝
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長代行	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	瀬川 誠
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人札幌市体育協会	副会長	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	研究部副部長	富田 明好
〃	札幌市仏教連合会	会 長	山本 弘詔
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	勝木 征史
〃	札幌地区防犯協会連合会	会 長	中山 菊雄
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	根岸 豊明
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	会 長	柳瀬 義博
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	西尾 武
〃	日本放送協会札幌放送局	局 長	若泉 久朗
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	河原 範毅
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役社長	広瀬 兼三
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	樋泉 実
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	加藤 雅規
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	吉野 理佳
〃	札幌市教育委員会	教育委員	池田 官司
〃	札幌市教育委員会	教育長	長谷川 雅英
〃	札 幌 市	市民文化局長	高野 馨
〃	札 幌 市	中央区長	川原 真人
〃	札 幌 市	北区長	村山 英彦
〃	札 幌 市	東区長	佐々木 康之
〃	札 幌 市	白石区長	薮 研治
〃	札 幌 市	厚別区長	浅野 正信
〃	札 幌 市	豊平区長	西田 健一
〃	札 幌 市	清田区長	小角 武嗣
〃	札 幌 市	南区長	佐藤 達也
〃	札 幌 市	西区長	栗崎 寿也
〃	札 幌 市	手稲区長	小林 安樹
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	今井 啓二
〃	札幌市小学校長会	会 長	鈴木 宏宣

札幌市民憲章推進会議会則

(最近改正 平成 28 年 5 月 30 日)

(名称)

第 1 条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第 2 条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

- 2 構成員の補充は構成員 3 名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。
- 3 この会議は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

(役員)

第 4 条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1 名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

- 2 前項の役員は構成員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。ただし、職務上の事由による場合は、前条第 2 項ただし書きの規定を準用する。

(役員任期)

第 5 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 6 条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。
- 4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

- 2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。